

# 群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会議事規則

平成19年6月8日

公平委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第11条第5項の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会の議事に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、委員長が必要と認めたとき又は委員の請求があったときに委員長が招集する。

2 会議を開催する場合には、委員長は、会議に付議する事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に対しあらかじめ通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

(書記)

第4条 事務職員は、書記として会議に出席する。

(議事日程)

第5条 議事日程は、書記が委員長の命を受けて作成する。

(議事録)

第6条 法第11条第4項の議事録は、書記が作成する。

第7条 議事録に記載すべき概目は、次のとおりとする。

- (1) 開会、閉会、散会等の年月日時
- (2) 議案、報告書、その他の事項及び提出者
- (3) 議事の顛末
- (4) その他必要な事項

第8条 議事録は、委員全員が署名の上、確定する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。